

香川県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年8月16日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第52号

香川県会計規則の一部を改正する規則

香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(随意契約ができる場合) 第184条 略</p> <p>(1)～(7) 略 (8) 略</p> <p>ア 略 イ 小規模作業所（障害者基本法（昭和45年法律第84号）<u>第2条第1号</u>に規定する障害者の<u>地域社会</u>における作業活動の場として同法<u>第18条第3項</u>の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下同じ。）</p> <p>(9)～(16) 略</p>	<p>(随意契約ができる場合) 第184条 契約担当者は、次に掲げる場合においては、随意契約によることができる。</p> <p>(1)～(7) 略 (8) 次に掲げる施設等において製作された物品を買い入れる契約をするとき。</p> <p>ア 略 イ 小規模作業所（障害者基本法（昭和45年法律第84号）<u>第2条</u>に規定する障害者の<u>地域</u>における作業活動の場として同法<u>第15条第3項</u>の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下同じ。）</p> <p>(9)～(16) 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。